

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN

No. **82**
2020.11

議会だより

令和2年
第3回定例会

Matsushige Assembly News



喜来小学校登校時のようす

主な内容

- 町政に対する一般質問 2
- 常任委員会委員長レポート 7
- 令和元年度各会計の決算を認定 10
- 全員協議会報告 11
- 予算決算特別委員会報告 12
- 徳島県知事及び板野郡内議長・副議長
事業意見交換会 12
- 編集後記 12

発行／徳島県松茂町議会 編集／松茂町議会広報常任委員会

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30 TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

「こ」が知りたい!

町政に対する

一般質問

本年3回目の定例会が9月4日から9月18日にかけて開催されました。2日目に当たる7日には一般質問が行われました。

今回は、人口減少対策、空き家対策、子どもの貧困対策、親水護岸の整備など幅広い分野で熱意ある質疑応答がなされました。



議会会議録は
松茂町立図書館に
11月に配置します

米田利彦 議員



1 松茂町で出来る人口減少対策について

問

1 人口減少対策として、「町内の人口を減らさない対策」では、どのような考えがありますか。

(1)松茂町において、企業誘致等による新たな産業の構築計画はありますか。

(1)松茂町の現状で、深刻な少子化は進んでいるのでしょうか。進んでいるのであれば、地域の実情と課題を検討して松茂町における少子化対策の全体像として、どのような対応策があるのかお伺いします。

(2)少子化の要因である未婚化・晩婚化を解消するための事業についてお伺いします。

答 町経済の活性化と雇用の場の拡充を支援

1 町内の人口を減らさない対策

最近の企業誘致につきましては、平成30年には松茂スマートインター東側の長岸地区に県内大手運送会社の誘致が完了し、令和3年には、国道11号線と県道徳島空港線が交わる中喜来宮前地区に大手ビジネスホテルが建設されます。これは、いずれも地区計画を策定することにより実現しております。

次に、現在、松茂町に立地している企業に対する、地元雇用の支援対策についての問いでございますが、現在、立地している企業への、地元雇用の支援対策は行っておりません。

しかしながら、先に申し上げたように、地区計画による、新たな企業誘致を行うことを重点とした施策におきまして、町経済の活性化と雇用の場の拡充を支援してまいります。

2 松茂町で出来る人口減少対策

議員ご提案の「無料Wi-Fiサービス」を町内全域に広げる政策は、時代の流れに合うものであり、町として推進する立場ではありますが、民間の店舗等での「無料Wi-Fi」につきましては、それぞれの施設や店舗の設置者・管理者の取り組みに委ねたいと考えております。

本町といたしましては、町が管理する公共施設に「無料Wi-Fi」(公衆無線LAN)の整備を行って参りたいと考えております。

3 町内の人口を増やす対策

松茂町では、現在の状況が続くと将来的には少子化がより深刻となっていくものと想定しております。

町としましては、特に「出産・子育てをしやすい環境の推進」として、個人への給付的施策ではなく、子育てしやすい環境の整備に努めて参ります。現在、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、小学校就学後においては、放課後児童クラブの受入体制を整えるための施設整備などを、計画的に実施してまいります。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、本年10月1日保健相談センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設します。

続いて、米田議員3問目(2)の「少子化の要因である未婚化・晩婚化を解消するための事業について」ですが松茂町では、平成31年度に「松茂町結婚活

動支援事業補助金」を制定し、結婚を前提とした出会いや、交際から結婚に至るまでの活動をサポートする事業者を活用された方に対して、経費の「2分の1」、10万円を限度として助成金を支援いたしております。

先ずは、第一次産業従事者の後継者対策の解消を目指し、実績を積み上げ、将来的には全町的な取組に発展させたいと考えております。

2 コミュニティバスの運行について

問 1 おでかけの足がともにない地域では、真つ先に人口減少となりますが、高齢化社会においての公共交通とは、どのように考えますか。

特に、高齢者の自主運転免許証返納者に対する、足の確保についてお伺いします。

(1)コミュニティバスの運行に向けた事業の進捗状況と具体的な事業開始時期についてお伺いします。(利用者の料金体系を含めて)

(2)コミュニティバスの運行後、利用する高齢者の社会生活が、どのように便利になるのかお伺いします。(乗り継ぎができる環境整備)

(3)また、コミュニティバス事業で、今後の課題として運行後の乗客獲得を

どのように考えているのかお伺いします。

答 来春より無料バス運行

本町といたしましても「高齢化社会における公共交通の重要性」は、強く認識するところであります。そこで昨年冬に町民1000人を対象にアンケート調査を実施した結果も踏まえ、公共交通の充実、高齢化社会への対応、都市部からの移住の促進、交流人口の拡大といった本町の「地方創生」への課題に、必要不可欠な事業と考えているところです。

事業の進捗状況につきましては、「松茂町地域コミュニティバス計画検討委員会」において路線やダイヤの検討を進めているところです。

次に、事業の開始時期ですが、来年4月当初から試験運行を行ったうえで、ゴールデンウィーク初頭の「4月30日」に、コミュニティバスの起・終点となります新交流拠点のオープンと、本町の「町制施行60周年記念式典」を実施いたしますことから、これに合わせてテープカットを行い、「60周年の記念事業」として、コミュニティバスの運行を本格的に開始したいと考えております。

また、利用者の料金につきましては、既存の福祉バスが無料である点を考慮して、「無料」とする考えでございます。次に、バス運行後の高齢者の生活の

利便性や、乗り継ぎ環境等についてご質問ですが、アンケート調査によりわかった高齢者のライフスタイルを反映させることとしており、全路線で午前中のダイヤを充実させるとともに、コミュニティバスから町外(徳島市・鳴門市・北島町方面)へ向かう徳島バスへの乗り継ぎを念頭に置いたものとなっております。

バス運行後の乗客獲得策につきましては、まずは、事故の無いよう安全運行を第一とし、
①わかりやすい「乗り継ぎ早見表」の作成。
②「バスでお得なお買い物」キャンペーンなどの実施。

③「コミュニティバスに乗って、町内日帰り文化財めぐり」等、各種イベントの実施を予定しております。

コミュニティバスの利用が徐々に定着するとともに、利用促進策を充実させたいと考えております。



村田 茂 議員



1 空き家対策について

問

空き家の問題は全国的な問題であり、国も平成26年「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、その対策ができるようになりました。しかし、強制執行が可能になったとはいえ、費用の問題もあり、速やかに取り壊しがすすむという状況にはなっておりません。危険な状態にある空き家の近くの住民は大きな不安をかかえたまま生活しております。

法律ができたから、もうこれで空き家対策は十分という状況ではありません。松茂町でも平成28年6月1日から施行の「松茂町空き家再生等促進事業費補助金交付要綱」を制定して取り組んでいます。そこで、本町の現在の空き家の状況と、倒壊危険度の高い空き家へ

の対応は、どのようにしているのかお伺いします。さらに、この要綱を利用したこれまでの成果状況は、どのようになっているのかお伺いします。次に、除却については、問題空き家に対し、指導・勧告・命令・代執行を行うことのできる空き家管理条例の制定も、積極的な対策が求められている現在、必要ではないかと思われまます。そこで、松茂町は空き家対策の推進に関する特別措置法について、どのように考えられていますか、強制執行等も積極的に運用しようとする条例の必要性を考えられないか、お伺いします。

答 所有者の負担の軽減を図り問題解決に取り組む

空き家の中には、適切な管理が行われないまま長期放置され、防災・安全、環境、景観等の面から、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められています。

本町では、安全・安心に支えられたまちづくりを推進し、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、令和2年4月に「松茂町空き家等対策計画」を策定しました。

件を空き家と判定しております。

また、倒壊危険度の高い空き家に対しましては、文書にて所有者に対し、建物の撤去及び改修の依頼をするとともに、広報などにより、老朽危険空家等の除却を支援する「老朽住宅等除却支援事業」の説明を行い、除却を促してまいります。



次に質問のありました、「松茂町空き家再生等促進事業補助金交付要綱」を利用したこれまでの成果についてでございますが、補助金を活用した除却工事は、平成27年度から令和元年度までに4件の補助を行っております。なお、令和2年度にも1件、除却の申請を受け付けております。

最後に、強制執行等も積極的に運用しようとする条例の必要性を考えていないか、とのことでございますが、「空家特措法」第14条では、特定空家等に対する措置の助言又は指導、勧告、命令が可能であり、さらに、行政代執行の方法により強制執行が可能となっております。

さらに、本町では空き家担当部局及び関係部局が連携して空き家等対策に

取り組むことができる体制を構築するため、「管理不全空き家等対応マニュアル」を作成し、これに基づき業務を進めてまいります。

このことから、条例の必要性はないと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

また、住宅用地の特例に関しましては、一定の判定基準以上に老朽化した住宅を除却した場合に、10年間、住宅用地特例が適用されていた場合の税額と同等の額に減免ができる、「老朽空き家の除却に係る土地の固定資産税の減免に関する要綱」を創設し、所有者の負担の軽減を図り、問題解消の取組とさせていただきます。

板東絹代 議員



1 子どもの貧困対策の取組みについて

問 国において、子どもの将来が生まれ育った家庭環境によつ

て左右されることのないように子どもの貧困対策に積極的に取り組む法律や大綱が策定されています。大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため指標が設定されています。

7月18日徳島新聞によると、厚生労働省が公表した2019年国民生活基礎調査では、依然として子どもの7人に1人が貧困状態にあるとあります。子どもの貧困率が改善していないとの報道です。世帯類型別では、母子（父子）家庭など、大人1人で子どもを育てる世帯の貧困率は、48・1%に上り、生活が苦しい実態があります。本町もより良い子育て支援、子どもの貧困対策のために貧困の連鎖を断ち切る対策が必要と考えます。

答 各機関との連携の強化

松茂町では本年3月第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあわせて、子どもの貧困対策計画を一体的に策定しました。計画では、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4点を柱とし、県や関係機関と連携し取り組んでいくこととしています。

1 点目「教育の支援」においては、県の事業として低所得世帯の中学生を対象に無料で学習支援を行う、子ども「家庭と学び」のサポート事業、ひとり親世帯の小学生を対象とした、自宅へ家庭教師を派遣する「子どもの学習支援事業」などを実施しています。

次に2点目「生活の安定に資するための支援」では、妊産婦訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業など、妊娠・出産期から継続的に安定的な生活を営むための支援を行います。また、県の事業として、ひとり親世帯において、家族の病気や本人の仕事などで困ったとき、保育や家事などのお手伝いをする家庭生活支援員の派遣などを行っています。

続いて3点目「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」では、ハローワークとの連携により、家庭の状況や希望に応じた仕事探しのお手伝いなどを実施しています。

最後に4点目「経済的支援」では、本町独自の支援策として昨年、幼児教育・保育の無償化にあわせ、低所得者、多子世帯への給食費の助成事業を開始しました。また、児童手当・児童扶養手当の支給など、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでいます。

子どもの貧困対策として、施策を進める中で、町の一番の役割は、住民のみなさんに最も身近な窓口として、様々な機会を捉えて、必要な人に必要な支援が届くような取り組みを、実施していくことだと考えております。一例と

して、今年度から事前に予約をした方を対象に、午後7時30分まで児童扶養手当現況届の夜間窓口も設置いたしました。

再問

子どもの学習支援（中学生向け、小学生向け）事業について、どのように周知をしていますか。パンフレットに載っているだけでは知らない方も多いと思います。周知が十分行き届くような対策をどのように考えていますか。

答

スクールソーシャルワーカーの活用

現在、国・県・町で実施している各種支援制度については、広報や窓口でお渡ししている「しおり」に掲載しており、窓口での相談があった場合などに、個別に紹介をしています。

子どもの学習支援事業の必要性については、スクールソーシャルワーカーの方などを通じて、学習支援事業に限らず必要な方に、各種支援事業の案内を行い、その他、SNSで情報を得る方も多いため、町のホームページ等の情報発信も強化して参りたいと考えております。

教育の支援の取り組みについては国の大綱にうたわれていた「重点施策」の「教育の支援」のうち、まず、「幼児教育・保育の無償化」を昨年10月から実施いたしております。

また、「義務教育段階の就学支援の充

実」として、松茂町でも就学援助を実施しており、入学準備金の入学前支給や修学旅行費の全額補助など、低所得者世帯に寄り添った内容であることから、全児童生徒数に対する認定率は県下でも上位であります。制度の周知にしましては、小中学校に在学する全児童生徒には、学校を通じて、制度内容と認定基準額の例示などを分かりやすく記載した案内文書を配付するとともに、広報まつしげ、広報無線、ホームページでの周知、また、転入者には窓口で案内文書の配付と制度説明をするなど、きめ細やかな周知を行っています。

次に、「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー」の配置により、早期の段階で、生活支援や福祉制度その他専門機関に繋がっていくことができる連携体制を構築しております。

松茂町では、スクールソーシャルワーカーが県費負担で1名、毎週1日、町内の学校や家庭への訪問、電話対応などにより、子どもや保護者等

の相談対応を行い、早期に適切な支援ができるよう努めております。



スクールカウンセラーは、県費負担で2名配置し、松茂中学校を拠点校として、町内すべての学校を担当します。これに加え、町費でも、松茂中学校に「心の教室相談員」を1名、3小学校担当として喜来小学校に「子どもと親の相談員」を1名配置し、相談しやすい環境作りに努めております。

今後も、それぞれの事業の適正な運用と充実を図り、貧困の背景には様々な社会的要因があることから、関係各課等とさらに連携し、子どもの貧困に対する支援に努めて参ります。

再問

スクールソーシャルワーカーは、週1日の設置で充分と言えるのか。増やす考えはないか。

答

県に対して拡充の要望

スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在、週に1日6時間の派遣ではありますが、派遣される日や時間は、相談者の要望に合わせて柔軟に対応していただいております。急な相談にも電話等で対応するなど、相談者に寄り添った相談体制であると考えております。

今後さらに複雑化することが予想される子どもの貧困やその他の問題等に対応するため、派遣元である県に対して、スクールソーシャルワーカーの増員・日数の拡充などを要望して参ります。

川田 修 議員



1 親水護岸の整備について

問 約20年前、広島橋下流右岸に親水護岸が築造された。それ以来何の整備もされずに現在に至っている。第5次総合計画の令和元年度版の説明で平成30年度に基本設計を216万円、令和元年度に実施設計を行うとなっていた。

ふるさと納税寄附使い道のご報告の中で、親水公園整備事業で450万8千円をこの事業に充当しましたとなっている。建設課に聞くと令和元年度に実施設計を行ったとのことである。

国交省に要望するための資料づくりの意味合いもあると思うが、どのような施設を考えているのか説明を求めます。

町長の平成30年度、令和元年度の所信表明では、広島橋下流両岸の河川改修計画と旧吉野川・今切川下流域の液

状化対策の要望が述べられている。本年の所信表明では、広島地区の堤防改修等が進められる。本町が国へ依頼する受託工事として（北ノ川ポンプ設置工事）も実施される、とだけ述べた。このことは広島橋下流護岸は目途がついていると理解してよいか？

新交流拠点整備事業は着手された。これと親水公園は連携すれば素晴らしい施設になると思う。この事業に対する町長の意気込みを尋ねる。

答 防災まちづくり一体型築堤事業の採択

本整備区間は、旧吉野川広島橋下流右岸で、豊岡用水樋門から下流へ約370mの範囲で整備を行います。

周辺には、図書館や歴史民俗資料館などの文化施設のほか、地域子育て支援センター、老人福祉センター、新交流拠点施設など交流施設が集約されており、このため、親水施設整備と併せてこれら施設との一体的な利活用を推進することで、あらゆる年代の交流の場として、さらには、学習、生きがい・健康づくりなどの様々な場面における活用が期待できる場所となっております。

施設概要は、堤外地の高水敷を利用して幅9m、延長約140mのイベント広場を整備し、この広場を臨む堤防の表法面には、イベントの観覧や、休憩ができるよう6段の階段ベンチを

134m設置します。また、川の水際は、水とのふれあいを考慮し、階段状の低水護岸を整備いたします。

また、堤防の天端にはベンチを20m間隔で10基、東屋を1基、ソーラー街路灯を11基設置し、休憩場所や夜間の照明を確保いたします。

現段階での松茂町分の概算工事費は、1億7千万円となっておりますが、今後の国土交通省との協議により変動するものと思われまます。

また、新交流拠点施設からのアクセスにつきましては、新交流拠点施設北側の広島9号線が堤防に突きあたる位置に施設への進入階段を設置予定でございます。

次に質問のありました、広島橋下流の堤防整備につきましては、先ほど申し上げました「防災まちづくり一体型築堤事業」（河川都市基盤整備事業）として、広島橋下流から旧吉野川河口堰までの区間が、今年度事業採択されておりまます。

この事業は、国が町のまちづくり計画と一体となった河川整備を行うことにより、洪水被害の軽減を図るとともに、水辺とまち



親水施設計画図

2 死亡届後の手続き省力化について

問 団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年問題は、一つは多死社会の到来を告げるものであるということだ。

役場にとっても死亡届後の事務手続き量は大幅に増えてくることになる。

香川県三豊市では、死亡届を提出した後に必要になる書類の作成を、タブレット端末を活用して省力化する、窓口業務改革の実証実験を進めていると四国新聞に紹介されていた。

住民が死亡届を役所に出した場合、後日に葬祭費支給申請書、固定資産現所有者申告書など平均して10種類程度の書類の作成、提出が必要とされ、それぞれに住所や氏名、生年月日、口座番号などを手書きせねばならない。

実証実験では、住民がタブレット端

づくりが融合した良好な水辺空間の整備を行うものであります。国土交通省では、町と連携した一体型の事業を行うことにより、早期な予算の確保に努めていただいております。

最後に、親水施設整備については、豊かな自然を身近に感じ、心がやすらげる空間。また、スポーツやレジャーなどを通して人々の交流を深めることができる空間など、「出会い・交流が織りなす水辺空間づくり」を目指します。

末の画面に専用のペンで署名するだけで、署名が必要な書類全てに差し込み印刷してもらえ手書きの手間が省ける。このような届け出書類は松茂町でも同様であると思う。住民の負担の軽減を考えると取り組み価値があると思う。所見を伺いたい。

答 研究を進め 支援の向上に努める

松茂町の年間死亡者数は、平成11年度の94名から、令和元年度には143名へと、増加しており、高齢化の進行に伴い、議員ご指摘のような多死社会となっていくことが懸念されるとうございます。

死亡届提出後の死亡にともなう手続きにつきましては、松茂町では、住民課において、お一人あたり3万円を上限とする火葬料の助成を行っております。住民課では、火葬料のほか、あらかじめ、亡くなられた方の保険や年金の加入データを確認し、おひとりおひとりに応じた手続き書類の準備を整え、窓口にお越しになられたご遺族には、ひとつひとつ説明を行って必要事項の記載をしていただいております、お待たせすることなく手続きをしていただいております。

また、その際には、他の部署へも死亡に伴う手続きの有無に関して連絡をおこない、手続きが必要な場合には、ご遺族を担当課にご案内しております。

松茂町では、保険、年金、税、介護など、多くの方が手続きを必要とされる担当課が役場庁舎一階のそれぞれ近い位置にあり、手続きに伴うご遺族の移動のご負担は少ないと考えておりますが、お申し出があった場合、あるいは高齢の方や、体調がすぐれないなど移動がしづらいと見受けられる方については、ご本人に確認のうえ、その場において担当課の職員が訪れるなどの対応をとり、よりよい窓口サービスに努めているところでございます。

さて、議員ご提案の、タブレット端末への電子署名を活用した手書き作業の省略化については、導入すれば、死亡届後のご遺族の手続きにおける手間軽減や時間の短縮が期待できるところでございますが、現状においては、親切かつ正確で細やかなサービスができていないと考えておりますので、現在のところは、電子署名による申請書類等の一括印刷の導入の予定はございません。今後は、死亡に伴って必要となる役場での主な手続きや担当窓口等を一覧にしたご案内書を作成し、お渡しできるようにしたいと考えております。更には、死亡に伴う手続きを含めた住民サービスの向上及び業務の効率化に向けたAIの活用、新しいシステムの導入等については費用対効果の検証など他自治体の取組状況も注視しながら研究を進め、さらにご遺族に寄り添った支援の向上に努めて参りたいと考えております。

常任委員会 委員長レポート

第3回定例会の議決の結果、同意第3号の1件、諮問第1号の1件、報告第5号及び第6号の2件、議案第42号及び43号、第55号及び56号の4件、発議第4号の1件については、原案どおり可決しております。

総務 常任委員会

総務常任委員長 春藤 康雄

付託された議案2件は、原案のとおり可決いたしました。

松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第44号「松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、「会計年度任用職員」制度の導入に伴い、会計年度任用職員等の育児休業制度及び部分休業制度を整備するなど、所要の改正を行うものです。

主な質疑事項

Q 育児のための部分休業は、有給とすることは出来ないのか

A 国家公務員の人事院の例にならい、松茂町でも無給の運用となっております

令和2年度松茂町一般会計補正予算(第5号) 所管分

議案第48号「令和2年度松茂町一般会計補正予算(第5号) 所管分」は、「令和2年度松茂町一般会計補正予算(第5号)」は、既定の歳入歳出予算の総額

委員会付託案件以外で審査し、可決した内容

同意第3号	教育委員会委員の任命について
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第5号	令和元年度健全化判断比率の報告について
報告第6号	令和元年度資金不足比率の報告について
議案第42号	総合会館空調設備改修工事請負契約締結について
議案第43号	総合体育館空調設備設置工事請負契約締結について
議案第55号	動産の買入れについて（松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末）
議案第56号	動産の買入れについて（松茂町立小中学校教育用コンピュータ等）
発議第4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

Q 新交流拠点施設のホームページの開設はいつですか。また、ホームページの検索結果が優位になるような取り組みがありますか

主な質疑事項

次に雑入で1,878万2千円の増額補正は、各特別会計の令和元年度決算確定に伴う、繰出金の精算による返納です。

次に歳出の主なものは、総務費の財産管理費で、2,013万6千円の増額補正は、来年度から運行を予定している地域コミュニティバスの車両1台を購入するものです。

次に国際交流まちづくり事業費で、新型コロナウイルス感染症の影響により夢フライト国際交流中学生派遣事業が中止になりましたので、734万6千円を減額補正するものです。

次にチャレンジ費の委託料では、SDGs推進事業として、農業残渣の肥料化に182万8千円を、また、新交流拠点施設ホームページ作成委託料に344万9千円を増額補正するものです。

A 来年3月までに整備予定で、検索結果の優位になるよう今後、通販サイトの充実など検討してまいります

産業建設 常任委員会

産業建設常任委員長 川田 修

付託された議案5件は、原案のとおり可決いたしました。

令和元年度松茂町水道 特別会計未処分利益剰余金の処分について

議案第47号「令和元年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について」は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金については、令和元年度松茂町水道特別会計決算に伴い生じた剰余金を処分するものです。

未処分利益剰余金の当年度末残高は5,934万7,190円で、この内1千万円を減債積立金に、4千万円を建設改良積立金に、それぞれ積み立て、残り934万7,190円を繰越利益剰余金として繰越するものです。

令和2年度松茂町一般会計補正予算（第5号）所管分

議案第48号「令和2年度松茂町一般会計補正予算（第5号）所管分」については、歳入の主なものにつきまして、雑入で、公共下水道特別会計繰越金返納金481万6千円及び農業集落排水特別会計繰越金返納金118万円は、令和元年度の決算に伴い生じた、各特別会計の繰越金を一般会計に返納するものです。

歳出の主なものは、農業振興費で、委託料180万円の増額は、特産品研究事業として、SDGsを視野に入れた特産品の研究開発や事業展開の可能性について調査・検討を行うため補正するものです。

次に、商工振興費で1,861万1千円の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった海水浴場開設などの事業費を減額補正するものです。

令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）

議案第35号「松茂町地区計画の区域内議案第52号「令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）」については、既定の歳入歳出予算の総

額に、それぞれ、242万円を追加し、補正後の予算の総額を1,436万4千円とするものです。歳入では、前年度繰越金242万円を増額補正し、歳出では、予備費として歳入と同額を増額補正するものです。

令和2年度松茂町農業 集落排水特別会計補正 予算(第1号)

議案第53号「令和2年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、118万円を追加し、補正後の予算の総額を1億3,433万1千円とするものです。歳入では、前年度繰越金118万円を増額補正し、歳出は、一般会計繰入金返還金として歳入と同額を増額補正するものです。

令和2年度松茂町公共 下水道特別会計補正予 算(第1号)

議案第54号「令和2年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第1号)」については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、529万2千円を追加し、補正後の予算の総額を5億659万1千円とするものです。歳入では、一般会計繰入金で47万6千円と前年度繰越金481万6千円を増額補正する

ものです。歳出では、公共下水道建設費で4月の人事異動に伴う職員手当等で47万6千円及び一般会計繰入金返還金として歳入の前年度繰越金と同額を増額補正するものです。

8月末日の接続状況については、公共汚水ます設置戸数1,300戸に對しまして、接続完了戸数が691戸で接続率は53・15%となっております。

教育民生 常任 委員会

教育民生常任委員長 佐藤 富男

付託された議案6件は、原案のとおり可決いたしました。

松茂町手数料条例の 一部を改正する条例

議案第45号「松茂町手数料条例の一部を改正する条例」については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆるマイナンバー法)の改正により個人番号の通知カードが廃止され、通知カードの再交付手数料を削除する条例の改正を行うものです。

主な質疑事項

Q マイナンバーカード再交付手数料が800円の根拠はなんですか

A 総務省の事務連絡により、ICカードの購入原価等を考慮して示された金額を根拠としています。

Q マイナンバーカードの普及率はどのようになっていますか

A 松茂町の普及率は、21・1%で、県内トップとなっております

松茂町特定教育・保育 施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する 基準を定める条例の一 部を改正する条例

議案第46号「松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、引用する子ども・子育て支援法が改正され所要の改正を行うものです。

令和2年度松茂町一般 会計補正予算(第5号) 所管分

議案第48号「令和2年度松茂町一般会計補正予算(第5号)所管分」については、歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策として民生費及び教育費の国県補助金合わせて1、

130万3千円増額補正するものであります。次に総務費国庫補助金でマイナンバーカードに関する法改正に伴い、901万8千円増額補正するものです。

歳出の主なものは、戸籍住民基本台帳費の委託料で300万円は、住民基本台帳システム等を改修するものです。児童福祉費総務費(876万9千円)と子育て支援費(32万8千円)教育委員会費(70万円)と松茂中学校費の一部については新型コロナウイルス感染症対策の歳入を受けて感染症対策物品購入費等を増額補正したものです。

また、各小学校費、松茂中学校費、各幼稚園費合わせて100万円は、歳入の寄附金を財源として図書を購入するものです。

令和2年度松茂町国民 健康保険特別会計補正 予算(第2号)

議案第49号「令和2年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、375万7千円を追加し、補正後の予算の総額を16億951万9千円とするものです。

歳入では、前年度繰越金375万7千円を増額補正し、歳出は、一般会計繰入金返還金として歳入と同額を増額補正するものです。

令和2年度松茂町介護 保険特別会計補正予算 (第2号)

次に議案第50号「令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、1,233万8千円を追加し、補正後の予算の総額を10億9,845万1千円とするものです。歳入の主なものは、前年度繰越金1,053万2千円等を増額補正し、歳出の主なものは、令和元年度介護給付費返還金や、一般会計繰入金返還金等の1,235万9千円等を増額補正するものです。

令和2年度松茂町後期 高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)

次に議案第51号「令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、323万5千円を追加し、補正後の予算の総額を1億9,380万6千円とするものです。歳入では、前年度繰越金323万5千円を増額補正し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金162万1千円、一般会計繰入金返還金、161万4千円を増額補正するものです。

令和元年度各会計の決算を認定

決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されているかどうかを審査するとともに、住民にかわって行政効果を検証するものです。

町長から監査委員の意見をつけて提出された8会計の決算認定は、第3回定例会において全てが認定されました。

監査委員

- ・日根啓一
- ・春藤康雄

令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合した結果、収支計数は正確であり、予算の執行についても適正なものと認めます。

決算審査で付された意見

ただし、次の諸点については、一層の努力を望みます。

一般会計

一般会計の状況については、歳入において前年度より約3億9,200万円、6・8ポイント増、歳出は約2億3,200万円、4・1ポイント増となっております。前年度と比較して増額の理由は、津波・防災対策として「役場立体駐車場建設工事」に着工したと、地方創生の取組に伴う「新交流拠点施設基本設計等委託業務」及び放課後児童の健全な育成を図るための「松茂児童クラブ施設増築事業」等に取り

組んだことによるものです。各年度において国庫補助事業等により増減はありますが、令和元年度においては、歳入の増加が歳出の増加を2・7ポイント上回っております。実質収支額は1億2,899万4,639円(前年度1億3,237万2,609円の対前年度比337万7,970円減)となっております。厳しい財政事情の中、今後とも積極的な自主財源の確保に努め、限られた財源を効率的に活用し、大きな効果が上げられるよう、各種事業を展開してください。

町税については、約3,500万円の増収になっております。徴収率は98・4%(前年度98・4%)と、県下ではトップクラスの高い徴収率が維持できています。町税の収納未済額は、約300万円増加しています。内訳で言えば、固定資産税が約600万円前年より増加していますが、個人の町民税の滞納繰越分においては、大幅に圧縮が図られていて、滞納額は19万8,895円と、

大変優秀な数字となっております。これは差し押さえ等の滞納処分を含め、徴収向上対策が効果を生んだ賜物と認められます。町営住宅使用料について、過年度滞納分の増加が見られます。今後とも公平性と歳入確保のために、なお一層の徴収努力をお願いします。

財政の弾力性及び硬直性を判断する經常収支比率は77・8%と前年度より2・9ポイント上がっております。通常75%程度に収まることが妥当であ

予算決算特別委員会付託議案

認定第1号	令和元年度松茂町一般会計歳入歳出決算
認定第2号	令和元年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定第3号	令和元年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定第4号	令和元年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定第5号	令和元年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算
認定第6号	令和元年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算
認定第7号	令和元年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算
認定第8号	令和元年度松茂町水道特別会計決算

り、80%を越える場合は、財政構造は弾力性を欠いているとされています。本町の場合、望ましい数値となっておりません。

しかしながら、今年度は特に新型コロナウイルス対策など、多額の出費が予想されることから、業務の見直しや、事務の合理化について検討を行うなど経常支出を抑制し、引き続き財政の健全化に一層、職員一丸となって取り組んで下さい。

国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計の保険料の収入未済額は、7,082万3,870円で前年度より8ポイント、金額にして611万9,873円減少しています。滞納繰越分についても557万5,073円減少しています。良好な数字が出ていますので、今後も厳正・的確な滞納整理を進めて下さい。また、増え続ける医療費の抑制を図るため、健康増進事業の推進等に努めて下さい。

介護保険特別会計

介護保険特別会計の保険料収納状況については、97・2%と高水準を維持しています。しかしながら不納欠損額が前年より7・6ポイント減となっていますが224万5,220円計上し、徴収権の放棄をしています。未納者の財産調査を実施し、滞納処分を実施することにより縮減対策を図るよう努力を望みます。

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料の収納状況については、98・5%と高水準で維持しています。2025年には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、およそ4人に1人が75歳以上という世界一の超高齢化社会に突入されますので、高齢者の健康維持に努め、医療費の抑制を望みます。

長原渡船運行特別会計

長原渡船運行特別会計の状況については、県からの委託金を適正に執行できており、良好と認められます。引き続き、事故のない安全な運行に努めて下さい。

農業集落排水と 公共下水道特別会計

農業集落排水と公共下水道特別会計については、令和3年度から「公営企業会計」へ移行しますが、遅滞なく適切に進めて下さい。また「独立採算制」の原則には適していませんが、今後はさらなる普及啓発に努め、下水道事業が将来にわたり安定的に提供出来るよう経営意識の向上に取り組みして下さい。

水道特別会計

水道特別会計の状況については、健全な企業経営ができており、水道料金

の収納率も良好であることが認められます。水道は重要なライフラインであり、水道施設の更新を計画的に進め、安心・安全の確保及び財政的に持続可能な水道経営を図り、予算執行の平準化に努めて下さい。

健全化判断比率及び 資金不足比率の報告

財政状況の基準を示す数値で、それぞれに良好な数値が維持されており、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

全員協議会報告

令和2年9月4日に議員全員、町長はじめ担当課職員出席のもと、町づくりに関する重要事項について協議いたしましたので主な内容を報告します。

「松茂町町制施行60周年 記念式典」及び(仮称)「松 茂町新交流拠点施設落成 記念イベント」について

松茂町町制施行60周年記念式典及び、新交流拠点施設の落成記念イベントを令和3年4月30日金曜日から、5月2日曜日までの3日間にわたり開催させていただきますと説明がありました。今後、本町の60周年にふさわしい厳粛な記念式典と、新交流拠点施設

のオープンを広くPRできるような話題性のあるイベント計画を進めてまいりますと説明がありました。

まちづくりのための一般 社団法人の設立について

新交流拠点施設を核としたまちづくりを推進するため、官民が一体となつて、松茂町の地域性を生かした諸事業を戦略的に取り組み、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ることを目的としています。人口減少対策として、新交流拠点施設を核に、にぎわいを創出するイベント、企画を開催することで、収益事業を展開し、持続可能なまちづくりを行える組織を設立する予定であります。設立時期につきましては、令和2年10月設立予定で、その後、地域再生推進法人の認定を受け、令和3年4月から活動を実施する予定ですと説明がありました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政 の急激な悪化に対し、地 方税財源の確保を求める 意見書の提出について

徳島県町村議会議長会から新型コロナウイルス感染症の影響に伴い地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求めるための意見書の提出について依頼がありましたので、松茂町の財政的実情を捉え、9月18日(金)定

例会再開日に議員発議として追加議案で意見書（案）を提出することになりました。

予算決算特別委員会

予算決算特別委員長 藤枝 善則

付託された認定8件は、原案のとおり可決いたしました。

主な質疑事項

Q ふるさと納税の伸び率が非常に高いが、具体的にどのような対策をとったのか

A 返礼品に人気のバッグを加えたことや情報発信の窓口を二カ所に拡大したことなどによるものと考えている。なお、ふるさと納税関連の収益は、納税額の約50%程度になっており、また、寄付金の使途については、寄付者の意向に従っている



徳島県知事及び板野郡内議長・副議長事業意見交換会

令和2年8月26日、松茂町役場において、「徳島県知事と板野郡内議長・副議長事業意見交換会」が開催され、本町から、吉田町長、佐藤道昭議長、立井武雄副議長が出席しました。この意見交換会は、板野郡の議長・副議長が一同に会し、県有の道路整備、河川改修など、各町のさまざまな課題について、毎年知事に要望を提示しております。今年度、松茂町からは、「製造業などの企業誘致について」要望しました。内容といたしましては、企業誘致は税収の確保など財政面だけでなく、雇用の場の確保でもあり、人口減少となっている地方にとっては、地域発展の基盤となることから徳島県が率先して情報の収集や企業誘致への取り組みにご尽力いただきたいというものです。この度の知事との意見交換会を活かして、今後の松茂町の発展に努めていきたいと思っております。



編集後記

世界中に感染が拡大したとされる新型コロナウイルス感染症対策に追われた1年が、1ヶ月ほどで終わろうとしています。今回のコロナ禍は、健康被害が集中する高齢者や若年層の利益や権利をどう守るべきかを、日本社会に突き付けているのでしょうか。

その他にも、色々な出来事もありました。東京オリンピック、パラリンピックの延期、7月には、熊本県南部を中心に甚大な被害をもたらし豪雨、梅雨明け後には観測記録を塗り替える猛暑にもなりました。さらに最大級の台風10号は、今までに経験したことのないくらいの勢力で西日本に被害をもたらしました。

2020年は決して忘れられない年になることでしょう。来年は、松茂町新交流拠点施設の完成を基盤とし、発展していく年になることを願うものです。

— 広報常任委員会 —

委員	委員	委員	委員	委員	委員長	委員
米田	村田	川田	立井	森谷	佐藤	板東
利彦	茂修		武雄	禎靖	禎宏	絹代